

有機フッ素化合物（PFAS）による汚染源の特定と根本解決、及び市民、県民の 安心・安全な水道水の確保に関する対策費の恒常的支援等を求める意見書

沖縄県企業局が2016年1月、北谷浄水場の水源である中部水源（比謝川、長田川、天願川、嘉手納井戸群）において、有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOA等が、高濃度で検出されたことが公表されてから、来月で10年となる。沖縄県の調査では、米軍基地の排水が流入する下流側の濃度が高いこと、並びにPFOSとPFOA等を含む泡消火剤を過去に米軍が使用、流出していたことなどから、近接する米軍の嘉手納基地、普天間基地がその汚染源である可能性が指摘され懸念されている状況である。

この深刻な水源の汚染問題では、沖縄県、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会、地元自治体をはじめ、本市議会も米軍基地内への立入調査を繰り返し国に要請している。しかし、日米地位協定により米軍基地施設は米軍に排他的管理権があり、日本の国内法が原則適用されないことが大きな障壁となっている。そのため、水源汚染が表面化してから約10年が経過しているにもかかわらず、基地内立入調査はいまだ実現していない。

PFASは環境中ではほとんど分解されず、人や生物の体内にも蓄積しやすいため、水道水や土壌の汚染、及び健康への悪影響が懸念されている。沖縄県企業局は2021年、防衛省の補助金も活用して北谷浄水場にPFASを除去するための高機能粒状活性炭を導入し、約16億円もかけて安心・安全な水道水を供給するための対策を実施している。そして、PFOSとPFOA等の合計値は国の水質基準等を大幅に下回るまで低減させている。

当該活性炭は、経年的に吸着能力が低下するため、定期的な交換が必要になるが、2026年度以降に予定する活性炭の更新には防衛省補助金が活用できない見通しとなっている。この活性炭の多額な更新費用やPFAS対策費を沖縄県が全額負担することになれば、市民と県民に不当な負担を強いることとなる。

環境や健康に重大かつ不可逆的な悪影響を及ぼす恐れがあるPFAS汚染問題の解決の原則は、汚染源を特定することと、それに基づいて汚染者負担を適用することである。汚染の原因が強く疑われる米軍基地について、日米地位協定により自治体が調査できない状況が続く中、PFASを完全除去するまでは、北谷浄水場の高機能粒状活性炭をはじめPFASの低減や除去等にかかる費用は、予防原則に則り、国の責任で負担すべきである。

よって、本市議会は、市民と県民の生命、健康、安全を守る立場から関係機関に対し、生命維持と生活に不可欠な安心・安全な水道水の確保に向けて、下記事項を速やかに実現するよう、強く要請する。

記

- 1 米軍基地内の立入調査を沖縄県や地元自治体と早急に行うこと。
- 2 汚染源を特定し、根本解決に向け取り組むこと。
- 3 健康被害が疑われる段階であっても、国が先行して対策を講じるべきという予防原則に則って、汚染源の特定から根本解決までの間、PFASの低減や除去、健康調査等に関して国による恒常的な財政措置を講じること。
- 4 日米地位協定を抜本的に改定すること。
- 5 普天間飛行場の運用停止、閉鎖・返還をはじめ、米軍基地の整理縮小を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月19日

那覇市議会

あて先：衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 国土交通大臣 環境大臣 厚生労働大臣
防衛大臣 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当） 沖縄県及び北方対策担当大臣